

# 家畜衛生だより

埼玉県中央家畜保健衛生所  
電話：048-663-3071  
緊急：090-2757-1650  
Fax：048-666-8731  
メール：m633071@pref.saitama.lg.jp

## 家畜伝染病防疫対策の強化を！

旧正月の連休の期間（R8年2月15日～2月23日）は海外渡航者や物流量が増加するため、家畜伝染病の侵入リスクが高まります。

韓国では、2月10日に、台湾では2月4日に高病原性鳥インフルエンザの発生がありました。

### 1 海外渡航の自粛等

- ・高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫、アフリカ豚熱等の発生地域等への不要不急の渡航を自粛。
- ・外国人従業員を受け入れている場合、日本への持ち込みが禁止されている肉製品等を持ち込まないように周知。

### 2 農場での病原体侵入防止対策の徹底

- ・農場の飼養衛生管理区域に立ち入るものの消毒を徹底
- ・衛生管理区域への立入制限
- ・野生動物の侵入防止のための防護柵や防鳥ネット、壁や天井を再点検し、不備あれば修繕

### 3 家畜の健康観察・異状が見られたら早期通報の徹底

- ・高病原性鳥インフルエンザの特定症状について知っておきましょう
- ・特定症状の疑いある場合は、速やかに中央家保に連絡をお願いします。

※国内での発生もあり、鳥インフルエンザのハイリスクシーズン中です

埼玉県中央家畜保健衛生所（さいたま市北区别所町 107-1）

TEL: 048-663-3071

（24時間、土日祝日も受付）



## 高病原性鳥インフルエンザの特定症状

	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥、エミュー
症状	<p>同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間*における平均の家きんの死亡率の2倍以上となること。</p> <p>ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によることが明らかな場合はこの限りでない。</p>

\*対象期間とは、当日から遡って21日間をいう。

## 高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの特定症状

	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥、エミュー
症状	民間獣医師等が行った簡易検査キットを用いた抗原検査（簡易検査）や血清抗体検査により陽性となった場合。

## 鳥インフルエンザウイルスの感染の疑いを否定できない症状

- ・ 鶏冠、肉垂、脚等のチアノーゼ（紫色の変色）、沈うつ、産卵率の低下
- ・ 5羽以上の家きんがまとまって死亡、又はまとまってうずくまっている

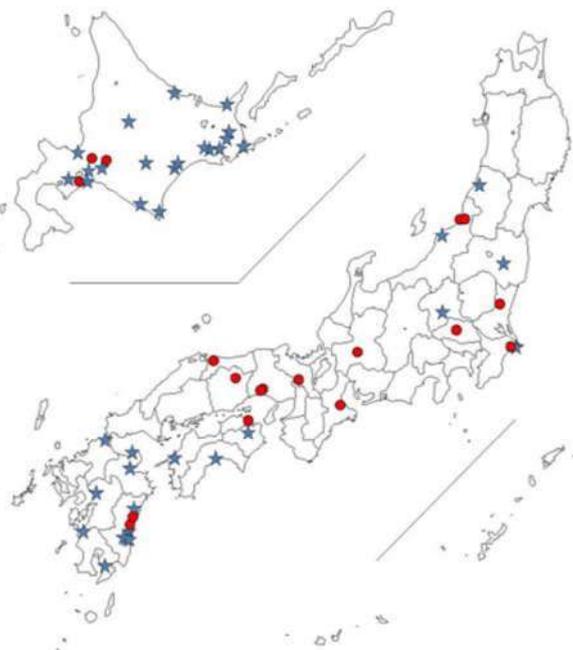
## 鳥インフルエンザの発生状況

（令和8年2月13日時点）

- 令和6年シーズンは、14道県51事例で発生し、令和7年1月に発生が急増。
- 令和7年シーズンは、これまで北海道、新潟県、宮崎県、鳥取県、兵庫県、岡山県、京都府、茨城県、埼玉県、香川県、三重県、岐阜県、千葉県において、合計18例の家きんの陽性事例を確認。

### 令和7年シーズンの発生状況

● 家きん  
★ 野鳥・環境試料



### 過去シーズンとの比較

#### (1) 初発、最終確認日

		R2シーズン	R3シーズン	R4シーズン	R5シーズン	R6シーズン	R7シーズン
野鳥	初発	10月24日	11月8日	9月25日	10月4日	9月30日	10月15日
	最終確認	3月3日	5月14日	4月20日	4月30日	6月17日	
家きん	初発	11月5日	11月10日	10月28日	11月25日	10月17日	10月22日
	最終確認	3月13日	5月14日	4月7日	4月29日	2月1日	

（注）野鳥の日は回収日

#### (2) 発生事例数（野鳥、家きん）、殺処分対象羽数

■ R2シーズン ■ R3シーズン ■ R4シーズン ■ R5シーズン ■ R6シーズン ■ R7シーズン



（注）野鳥における発生事例数は環境省HP参照